○文化庁告示第五十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年十月七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十三年十月二十日

文化庁長官　近藤　誠一

仙台市（ただし、せんだいメディアテークが実施する業務に限る。）

○厚生労働省告示第四百十二号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示について次のように定め、平成二十三年十月二十日から適用する。

平成二十三年十月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十四号）は、廃止する。

第二　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

別表5のロの注1中「若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅」を削る。

第三　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表5のロの注1中「、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅」を「若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム」に改める。

第四　医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第1の二の3の⑵の③中「、高齢者専用賃貸住宅」を削る。

第五　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九号を削る。

○農林水産省告示第二千五十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五十六号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「零」を「一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　⑴　保安林の所在場所　愛知県新城市七郷一色字黒沢六九、六九の一、七〇、七〇の一、九〇、九一、九一の一、一〇〇の四、一〇七の二、一〇七の三、一〇七の六、一〇八、一〇九の一、一〇九の五、一一〇の一、一一二、一一三、一三三の一、一四九の一、一五〇、一五〇の一、一五一、一五二、一五八の一から一五八の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字上松二二の一、二九、三〇、三二、三三、三六、五九の一、六〇から六三まで、字上貝津四二、四八の一、四八の二、五三の一、五三の二、字浅川三四の一、七二の二から七二の四まで、七四の三、九二、一一一、一一六から一一八まで、一二二から一二六まで、一二八から一三一まで、一三三の二、一三三の四、字大木谷二九、三〇の一、三〇の四から三〇の七まで、三一の一、五一・五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五五、六一、六三、六四、布里字小吹三の一（次の図に示す部分に限る。）、三の二、豊田市羽布町二夕瀬一の二、一の一

⑵　指定の目的　水源のかん養

⑶　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大木谷五一・六一・二夕瀬一の二・一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　⑴　保安林の所在場所　愛知県新城市中島字不貝津五の一、作手木和田字谷山八の七の一、字カナクソ一の二四、作手白鳥字西畑八の六、九の三、九の四、九の六、九の七、一〇の六から一〇の八まで、八の四・八の五・八の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、豊田市大坪町砂川五三の一、五四の一、五五、五六の一から五六の三まで、五七、五八、五九の一、五九の二、六一、六二、六三の一から六三の三まで、六四から六六まで、六七番六九番合併、六八、七〇、七一の一から七一の五まで、浅谷町宮ノ前四一四の一、下万場三三一の二、ブサ四九九の一の一、五〇一、五一六の二、大野瀬町マセド一七の一、川手町ノマキ一一の一八から一一の二〇まで、一一の二三、一一の二五、一一の二六、一一の三四、一一の三五、一一の二二・一一の二四・一一の二七から一一の二九まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、タカウセ四の二、二三の二、二三の三、小峯町大峯一九二の一、二〇〇、八六〇、八六一の一、八六一の二、八六二の一、石野町上谷下四六一から四六四まで、北設楽郡設楽町津具字切畑九の一四、平山字名清古一六の一、一七の五、一七の六、一七の一〇、荒尾字向野々瀬二一の四、田内字中津沢三〇から三二まで

⑵　指定の目的　土砂の流出の防備

⑶　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西畑八の四、八の五、八の一二、八の六・九の四・九の七・一〇の六から一〇の八まで・砂川六七番六九番合併・七〇・七一の一・宮ノ前四一四の一・下万場三三一の二・ブサ五一六の二・マセド一七の一・ノマキ一一の二〇・一一の二六・大峯一九二の一・二〇〇・八六〇・八六一の一・八六一の二・上谷下四六二・四六三・字切畑九の一四・字名清古一六の一・一七の五・一七の六・一七の一〇・字向野々瀬二一の四・字中津沢三〇・三二（以上三〇筆について次の図に示す部分に限る。）